

岡山県地域 I Tベンチャー企業等優先発注制度実施要綱

(目的)

第1条 岡山県内の I Tベンチャー企業又は団体及び個人（以下「I Tベンチャー企業等」という。）の育成・発展を図るため、I Tベンチャー企業等に対して次条第2項に規定する役務を優先的に発注することができる制度（以下「本制度」という。）を創設することにより、I Tベンチャー企業等の受注機会を拡大するとともに、県内 I T関連産業の発展並びに I T関連技術の開発推進及び I T関連産業の集積を図り、もって地域経済の活性化及び地域の振興を図るものである。

(対象)

第2条 本制度は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち右記以外の調達契約」の区分に応じた額未満の額の契約を対象とする。

2 本制度の対象となる役務（以下「対象役務」という。）は、I Tを活用した技術を用いて提供されるサービスのうち、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) メインフレーム(大型コンピュータ)系に係る業務
- (2) システム等の保守管理、運営に係る業務
- (3) 全国統一基準により、発注先が限定されている業務
- (4) 県・市町村連携により、全県的に共同して実施される業務

(資格者の要件)

第3条 本制度の対象となることができる者は、対象役務を提供する企業、団体又は個人であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（以下「入札参加資格審査要領」という。）による入札参加資格を取得していること
- (2) 岡山県内に本店又は主たる事業所を有し、常時使用する従業者の数が20人を超えないこと。
- (3) 創業後10年以内であること。

(資格審査の申請)

第4条 本制度の対象となる者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山県地域 I Tベンチャー企業等優先発注制度資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申請があったときは、その内容を審査し、結果を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

第5条 資格の有効期間は、申請者に当該資格を付与した日（次条の更新の場合は翌年度の4月1日）からその日の属する年度の末日までとする。

(資格の更新手続)

第6条 前条の有効期間の満了に伴い、資格の更新をしようとする者は、当該期間の満了する年度の2月1日から2月末日までに、申請書を知事に提出するものとする。この場合においては、第4条の規定を準用する。

(申請書の変更届)

第7条 入札参加資格審査要領第9条による変更届が提出された場合は、申請書の変更届が提出されたものとみなす。

(登録者名簿)

第8条 デジタル推進課長は、資格付与者を岡山県 I Tベンチャー企業等優先発注登録者名簿

に掲載するとともに、当該名簿を県の機関に通知する。

2 デジタル推進課長は、資格付与者のうち同意のあった者について、岡山県のホームページ

に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 資格付与者の商号又は名称
- (2) 資格付与者の住所
- (3) 資格付与者の代表者の役職名及び氏名
- (4) 資格付与者の連絡先及びホームページアドレス
- (5) 資格付与者の得意とする I Tに係る技術・サービス等
- (6) その他必要な事項

(役務の発注)

第9条 県の機関のうち対象役務を発注しようとする部局（以下「発注部局」という。）は、透明性の確保にも留意しながら、可能な限り資格付与者を加えた競争入札等により対象役務に係る契約を締結するよう努めるものとする。

(資格の取り消し等)

第10条 知事は、第3条の要件を欠くに至ったとき、申請書に記載した事項が虚偽であることが判明したとき、又は資格付与者として不適切な行為をおこなったときは、その者の資格を取り消すものとする。

2 前項の規定により資格を取り消したときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

(事故情報等の報告)

第11条 発注部局は、資格付与者において重大な事故等が発生した場合、又は発生のあると見込まれる情報を把握した場合には、速やかにデジタル推進課に報告を行うものとする。

(検証及び評価)

第12条 発注部局は、各年度ごとに次に掲げる役務の発注状況を取りまとめるとともに、I Tベンチャー企業等に発注した業務については、別途定める項目によりデジタル推進課に報告するものとする。

- (1) ホームページの作成
- (2) デジタルコンテンツ（ソフトウェアを含む）の作成
- (3) データベースの作成
- (4) データの解析
- (5) I T関連の市場調査
- (6) I T関連の研修・講座
- (7) その他対象役務

2 デジタル推進課長は、前項の規定により行われた報告の内容を各部局に通知する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 この要綱に定める申請又は届出については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成15年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年3月23日制定）の規程は、前項の規定により行われた申請又は届出について適用する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年1月27日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。